

平成 31 年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されています。

このため、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠ですが、実際には未就業者が数多く存在していることから、本事業では、歯科衛生士の人材確保を目的として、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進する事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 31 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成 31 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科衛生士の未就業者数が数多く存在していること、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している課題に対応するため、介護等により離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止の推進を図ることを目的としています。

3 事業内容

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

平成 29 年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業において作成された「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」（以下「歯科衛生士に関する共通ガイドライン」という。）を実践できる、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを全国 4 地区程度で実施する。また、歯科衛生士に関する共通ガイドラインについては、平成 30 年度の活用状況を踏まえ、必要に応じて見直しや周知の方法等の検討を実施する。

なお、(2) 及び (3) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

1) 技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して技術修練部門の設備整備及び運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を 2 名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(3) の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

1) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(2) の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

4 事業に係る委託費の交付について

3(1)、(2)及び(3)の事業に係る委託費の交付については、事業の実施にそれぞれ必要な以下の経費に限ります。

なお、各事業の交付額の合計額がこの委託費の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

(経費) 職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料

(補助率) 定額

(基準額) 3,101,000円(上限額)

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) 初度整備：37,633,000円

運営事業：研修延べ日数×58,800円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) 本事業の受託年数に応じて次により算定した額(上限額)とする。

1年目：研修延べ日数×58,800円

2年目：研修延べ日数×52,920円

3年目：研修延べ日数×47,040円

4年目：研修延べ日数×41,160円

5年目：研修延べ日数×35,280円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生60人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

5 事業期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）

6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること
- (2) 3(1)、(2)及び(3)の事業を実施する団体が、適宜運営協議会を開催し、連携すること
- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙-1に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

7 応募方法

(1) 企画書等の提出書類

3の(1)(2)(3)の事業について、次の書類を作成し、7(2)に示す応募方法により提出してください。

なお、企画書の様式は任意ですが、各項目について具体的に記載してください。

| 事業区分 | 提出書類 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業 | 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none">・事業実施目的・事業実施における関係団体との協力体制・事業内容・前年度事業実施状況 別紙-2-(1) 別紙-3 別紙-4 |
| 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業 | 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業企画書（次の項目を含むこと。） |

| | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施目的 ・ 事業実施における関係団体との協力体制 ・ 事業内容（整備の内容を含む） ・ 前年度事業実施状況 別紙－２－（２） 別紙－３ 別紙－４ |
| 歯科衛生士技術修練部門運営事業 | 歯科衛生士技術修練部門運営事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施目的 ・ 事業実施における関係団体との協力体制 ・ 事業内容 ・ 前年度事業実施状況 別紙－２－（３） 別紙－３ 別紙－４ |

（２）応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおり。

① 提出期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）から平成 31 年 2 月 15 日（金）（必着）

② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111（内線 2583）

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分（正午から午後 1 時迄を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

| | |
|-----------------------------------------|------|
| ア 本事業に係る企画書 | 10 部 |
| イ 経費内訳書（別紙－２） | 10 部 |
| ウ 団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料 | 1 部 |
| エ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙－３） | 1 部 |
| オ 保険料納付に係る申立書（別紙－４） | 1 部 |

8 応募団体の評価について

- (1) 「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る採点表」、「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る採点表」、「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る採点表」に基づき、提出された企画書等について地域性も踏まえ評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 企画書を提出した者が、7(2)③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者のうち、次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に必要な経費内訳書

| 区 分 | 支出予定額 | | | 備 考 |
|---------|-------|-----|-----|-----|
| | 員 数 | 単 価 | 金 額 | |
| | | 円 | 円 | |
| 職員諸手当 | | | | |
| 非常勤職員手当 | | | | |
| 諸謝金 | | | | |
| 講師謝金 | | | | |
| 旅費 | | | | |
| 講師等旅費 | | | | |
| 職員旅費 | | | | |
| 印刷製本費 | | | | |
| 通信運搬費 | | | | |
| 消耗品費 | | | | |
| 備品費 | | | | |
| 会議費 | | | | |
| 借料及び損料 | | | | |
| 社会保険料 | | | | |
| 合 計 | | | | |

歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に必要な経費内訳書

| 区 分 | 支出予定額 | | | 備 考 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|
| | 員 数 | 単 価 | 金 額 | |
| 職員基本給 | | 円 | 円 | |
| 職員諸手当 | | | | |
| 非常勤職員手当 | | | | |
| 諸謝金 講師謝金 | | | | |
| 旅費 講師等旅費 | | | | |
| 職員旅費 | | | | |
| 印刷製本費 | | | | |
| 通信運搬費 | | | | |
| 消耗品費 | | | | |
| 備品費 | | | | |
| 雑役務費 | | | | |
| 借料及び損料 | | | | |
| 社会保険料 | | | | |
| 合 計 | | | | |

歯科衛生士技術修練部門運営事業に必要な経費内訳書

| 区 分 | 支出予定額 | | | 備 考 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|
| | 員 数 | 単 価 | 金 額 | |
| 職員基本給 | | 円 | 円 | |
| 職員諸手当 | | | | |
| 非常勤職員手当 | | | | |
| 諸謝金 講師謝金 | | | | |
| 旅費 講師等旅費 | | | | |
| 職員旅費 | | | | |
| 印刷製本費 | | | | |
| 通信運搬費 | | | | |
| 消耗品費 | | | | |
| 雑役務費 | | | | |
| 借料及び損料 | | | | |
| 社会保険料 | | | | |
| 合 計 | | | | |

誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所又は所在地
商号又名称
代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

厚生労働省医政局長 殿